

令和 7 年
1 2 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	3
議案第 68 号	高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について	4
議案第 69 号	高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	7
議案第 70 号	高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	17
議案第 71 号	高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	18
議案第 72 号	高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	19

諮問第 2 号関係

人権擁護委員の推薦について

委員の定数	5 人
委員の任期	3 年
今回推薦する委員の数	1 人
氏名	岩 井 伸 江 （ 6 7 歳 ）
略歴	個人情報のため、非公表

議案第 6 8 号関係

高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・第 1 条による改正（高浜市税条例の一部改正） （個人の市民税の納期） 第 3 9 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 6 月 1 6 日から<u>同月 3 0 日</u>まで 第 2 期 8 月 1 6 日から<u>同月 3 1 日</u>まで 第 3 期 1 0 月 1 6 日から<u>同月 3 1 日</u>まで 第 4 期 翌年 1 月 1 6 日から<u>同月 3 1 日</u>まで 2 略 （固定資産税の納期） 第 6 1 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>4 月 1 6 日</u>から<u>同月 3 0 日</u>まで 第 2 期 7 月 1 6 日から<u>同月 3 1 日</u>まで 第 3 期 1 2 月 1 6 日から<u>同月 2 5 日</u>まで 第 4 期 翌年 2 月 1 6 日から<u>同月末日</u>まで <u>2 前項の規定にかかわらず、基準年度の第 1 期の納期は、5 月 1 6 日から同月 3 1 日までとする。</u> <u>3 市長は、特別の事情がある場合において前 2 項の納期により難い</u>と認められるときは、<u>当該各項</u>の規定にかかわらず、別に納期	・第 1 条による改正（高浜市税条例の一部改正） （個人の市民税の納期） 第 3 9 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 6 月 1 6 日から<u>6 月 3 0 日</u>まで 第 2 期 8 月 1 6 日から<u>8 月 3 1 日</u>まで 第 3 期 1 0 月 1 6 日から<u>1 0 月 3 1 日</u>まで 第 4 期 翌年 1 月 1 6 日から<u>1 月 3 1 日</u>まで 2 略 （固定資産税の納期） 第 6 1 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>5 月 1 6 日</u>から<u>5 月 3 1 日</u>まで 第 2 期 7 月 1 6 日から<u>7 月 3 1 日</u>まで 第 3 期 1 2 月 1 6 日から<u>1 2 月 2 5 日</u>まで 第 4 期 翌年 2 月 1 6 日から<u>2 月末日</u>まで <u>2 市長は、特別の事情がある場合において前項</u>の納期により難いと認められるときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、別に納期

を定めることができる。

4 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税と都市計画税との合算額とする。）が3, 900円以下の金額であるものについては、前3項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

5 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前各項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

（固定資産税の納税通知書）

第63条 第61条第4項の規定により固定資産税額の全額を1の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

（種別割の賦課期日及び納期）

第76条 略

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 略

・第2条による改正（高浜市都市計画税条例の一部改正）

（納期）

第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月16日から同月30日まで

を定めることができる。

3 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税と都市計画税との合算額とする。）が3, 900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

（固定資産税の納税通知書）

第63条 第61条第3項の規定により固定資産税額の全額を1の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

（種別割の賦課期日及び納期）

第76条 略

2 種別割の納期は、5月16日から5月31日までとする。

3 略

・第2条による改正（高浜市都市計画税条例の一部改正）

（納期）

第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月16日から5月31日まで

第2期 7月16日から<u>同月31日</u>まで 第3期 12月16日から<u>同月25日</u>まで 第4期 翌年2月16日から<u>同月末日</u>まで 2 前項の規定にかかわらず、基準年度（市税条例第57条の2第1項に規定する基準年度をいう。）の第1期の納期は、<u>5月16日から同月31日までとする。</u> 3 市長は、特別の事情がある場合において<u>前2項</u>の納期により難いと認められるときは、<u>当該各項</u>の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。この場合において、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が市税条例<u>第61条第3項</u>の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。	第2期 7月16日から<u>7月31日</u>まで 第3期 12月16日から<u>12月25日</u>まで 第4期 翌年2月16日から<u>2月末日</u>まで 2 市長は、特別の事情がある場合において<u>前項</u>の納期により難いと認められるときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。この場合において、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が市税条例<u>第61条第2項</u>の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。
---	---

議案第 6 9 号関係

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>高浜市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び<u>法第 1 9 条第 1 1 号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は<u>教育委員会</u>が行う特定個人番号利用事務とする。 2 略 3 市長又は<u>教育委員会</u>は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から	<u>高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長_____が行う特定個人番号利用事務とする。 2 略 3 市長_____は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から

当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例その他の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例その他の定めにより当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出

当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

があったものとみなす。

(委任)

第6条 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長～ 9 市長	略
10 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
11 教育委員会	<u>経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒（就学予定者を含む。別表第2及び別表第3において同じ。）の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
12 教育委員会	<u>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
13 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>高浜市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎とな</u>

(委任)

第5条 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長～ 9 市長	略

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>高浜市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎とな</u>

		る事項に関する情報（以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「 <u>住民票関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2	市長	高浜市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第９７条第１項の福祉手当に
		身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障

		る事項に関する情報（以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「 <u>住民票関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
2	市長	高浜市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第９７条第１項の福祉手当に
		身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障

		愛知県が加算して支給する 手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	害者保健福祉手帳又は知的 障害者福祉法（昭和３５年 法律第３７号）にいう知的 障害者に関する情報であつ て規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規 則で定めるもの 住民票関係情報であつて規 則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて 規則で定めるもの
4	市長	高浜市母子家庭等医療費の 支給に関する条例による医 療費の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規 則で定めるもの 住民票関係情報であつて規 則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法 （大正１１年法律第７０ 号）、船員保険法（昭和１ ４年法律第７３号）、私立 学校教職員共済法（昭和２ ８年法律第２４５号）、国 家公務員共済組合法（昭和 ３３年法律第１２８号）、 国民健康保険法（昭和３３

		愛知県が加算して支給する 手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	害者保健福祉手帳又は知的 障害者福祉法（昭和３５年 法律第３７号）にいう知的 障害者に関する情報であつ て規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規 則で定めるもの 住民票関係情報であつて規 則で定めるもの
4	市長	高浜市母子家庭等医療費の 支給に関する条例による医 療費の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規 則で定めるもの 住民票関係情報であつて規 則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法 （大正１１年法律第７０ 号）、船員保険法（昭和１ ４年法律第７３号）、私立 学校教職員共済法（昭和２ ８年法律第２４５号）、国 家公務員共済組合法（昭和 ３３年法律第１２８号）、 国民健康保険法（昭和３３

		年法律第 192 号) 又は地 方公務員等共済組合法 (昭 和 37 年法律第 152 号) をいう。) 又は高齢者の医 療の確保に関する法律 (昭 和 57 年法律第 80 号) に による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関す る情報 (以下「医療保険給 付関係情報」という。) で あって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
5	市長	後期高齢者福祉医療費の支 給に関する事務であって規 則で定めるもの 住民票関係情報であって規 則で定めるもの 医療保険給付関係情報であ って規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
6	市長	高浜市子ども医療費支給条 例による医療費の支給に関 する事務であって規則で定

		年法律第 192 号) 又は地 方公務員等共済組合法 (昭 和 37 年法律第 152 号) をいう。) 又は高齢者の医 療の確保に関する法律 (昭 和 57 年法律第 80 号) に による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関す る情報 (以下「医療保険給 付関係情報」という。) で あって規則で定めるもの
5	市長	後期高齢者福祉医療費の支 給に関する事務であって規 則で定めるもの 住民票関係情報であって規 則で定めるもの 医療保険給付関係情報であ って規則で定めるもの
6	市長	高浜市子ども医療費支給条 例による医療費の支給に関 する事務であって規則で定

	<u>めるもの</u>	<u>って規則で定めるもの</u>
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	高浜市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	高浜市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

	<u>めるもの</u>	<u>って規則で定めるもの</u>
7 市長	高浜市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	高浜市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって
		規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	経済的な理由によつて就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

	規則で定めるも の			
--	--------------	--	--	--

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

自治体情報システム標準化に伴い、住登外者（住民登録はないが、事務処理にあたって記録しておく必要がある者）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられたこと、及び教育委員会が所管する就学援助業務等が自治体情報システム内に追加されることで、特定個人情報の提供（情報連携）が可能となることを受け、個人番号の独自利用事務として条例で定める必要があるため、条例整備を行うものである。

2 主な改正内容

（1）題名の変更

市長部局から教育委員会へ特定個人情報の提供（情報連携）が可能となることから、題名を「高浜市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に変更する。

（2）住登外者宛名番号管理機能による改正【第4条第4項、別表第1・2関係】

個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

（3）就学援助業務等が追加されたことによる改正【第5条、別表第3関係】

就学援助業務等が自治体情報システム内に追加されることで、市長部局から教育委員会への情報連携を可能とする。

3 施行日

公布の日

議案第 70 号概要資料

高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の背景

令和6年6月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 47 号)』により、『児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)』に「乳児等通園支援事業」が位置付けられ、令和 8 年度から全国各市町村において該当事業の実施が義務づけられました。その設備及び運営については、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項、第 2 項の規定により国基準を踏まえ条例で基準を定めることとなっていることから本条例を制定するものです。

2 概要

(設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるものを除くほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「基準」という。)の定めるとおりとする。⇒独自規定以外は国基準による。

(乳児室の面積)

第4条 府令第21条第2号中「1. 65平方メートル」とあるものは、「3. 3平方メートル」とする。⇒市独自基準

	本市条例	令和7年内閣府令第1号	理由
乳児室の面積 (参酌すべき基準)	3. 3 平方メートル以上	1. 65平方メートル以上 (府令第21条第2号)	愛知県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第68号)第5条において、保育所の乳児室の面積は3. 3平方メートル以上であることに倣っているため。

3 令和7年内閣府令第1号の主な内容(第2章 乳児等通園支援事業)

内閣府令	規定内容
第20条(乳児等通園支援事業の区分)	一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業について
第21条(設備の基準)	一般型乳児等通園支援事業の設備基準について
第22条(職員)	一般型乳児等通園支援事業の職員の基準について
第25条(設備及び職員の基準)	余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について

上記のうち、第21条第2号の一般型乳児等通園支援事業の設備基準の乳児室の面積について、市独自基準を規定します。

4 施行日

公布の日

議案第 7 1 号概要資料

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

1 改正の背景

本条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」）の規定に基づき、家庭的保育事業等の運営に関する基準を定めるものであり、国が示す基準を市の条例で重ねて規定しておりました。このため、国が示す基準が改正される度に、本条例の改正の必要性を検討の上、対応して参りました。今回、国基準が改正されましたので、この機に本条例で定める基準等は、国が示す、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号、以下「省令」）によることとし、市が独自に定める規定のみを定める条例に改めるものです。

2 主な改正内容

法第 34 条の 16 第 1 項の規定により条例で定める基準は、以下の独自規定を除き、省令で定める基準とする。

	本市条例	省令	理由
乳児室の面積 （参酌すべき基準）	3. 3 平方メートル以上	1. 65 平方メートル以上 （省令第 43 条第 2 号）	愛知県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 68 号）第 5 条において、保育園の乳児室の面積は 3. 3 平方メートル以上であることに倣っているため。
連携施設の確保 （参酌すべき基準）	—	経過措置期間 15 年 （省令附則第 3 条）	省令では、連携施設の確保が困難な場合は、省令施行日より 15 年間連携施設を確保しないことができるとされているが、市内既存施設はすでに連携施設を定めており、新規施設に対しても連携施設の設定を必須とするため

3 本条例に係る主な国の改正内容

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）により改正された国基準の概要（従うべき基準）

○ 地域限定保育士配置の一般化

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後 3 年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことを可能とするもの。

4 施行期日

公布の日

高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

1 改正の背景

本条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」）の規定に基づき、国基準を踏まえ放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、国が示す基準を市の条例で重ねて規定しておりました。このため、国が示す基準が改正される度に、本条例の改正の必要性を検討の上、対応して参りました。今回、国基準が改正されましたので、この機に本条例で定める基準は、市が独自に規定するものを除き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号、以下「省令」）の定めるとおりの基準とする条例に改めるものです。

2 主な改正内容

（１）法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により条例で定める基準は、以下の独自規定を除き、省令で定める基準とする。

	本市条例	省令	理由
放課後児童支援員 （参酌すべき基準）	保育士等で県等が行う研修を修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が省令第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が同項各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）	保育士等で県等が行う研修を修了したもの （省令第 10 条第 3 項）	職員の異動や新規採用、保育士等の資格取得等を踏まえ、規定の期間中に研修を修了する予定している者を含めて放課後児童支援員としている。

（２）本市条例の全部改正に伴い、高浜市児童クラブの実施に関する条例（令和 7 年条例第 14 号）への引用条例を省令に変更する

3 本条例に係る主な国の改正内容

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）により改正された国基準の概要（参酌すべき基準）

○ 地域限定保育士配置の一般化

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後 3 年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことを可能とするもの。

4 施行期日

公布の日